

第9章 歯科保健医療対策

【基本計画】

- 健康日本 21 市町計画の推進を支援し、8020 の達成を目指します。
- かかりつけ歯科医による健康支援と定期管理を推進します。
- 要介護者の口腔管理を含めた、歯科保健医療の確保に努めます。
- 歯科保健情報の収集・提供をするための体制を整備し、歯科保健事業の効果的な推進を図ります。

【現状と課題】

現 状

1 歯科保健対策

- ライフステージの開始時期として、妊産婦に対する歯科健康診査は全市町で行っていますが、健康教育の参加率は県平均より低い状況です。(表9-1)
- 犬山市は妊婦、産婦両方の歯科健診を実施しています。
- 幼児期においては健康教育・歯科健康診査・予防処置等が実施され、県平均と比べ、1歳6か月児のむし歯経験者率は1.62%と若干高いものの、3歳児のむし歯経験者率は13.53%と低く、さらに5歳児のむし歯経験者率は42.04%と1.86ポイント低い状況です。(表9-2)
- 永久歯のむし歯予防対策として、フッ化物洗口が幼稚園・保育園、小学校で実施されています。(表9-3)
- 健康増進法に基づく歯科保健事業では、歯周疾患検診を全ての市町で実施しています。C P Iが3以上を占める者の割合は、40,50,60,70歳ともに県平均より低くなっています。(表9-4)
- 各市町は、介護保険法の介護予防事業として、高齢者の口腔機能向上に係る事業を行っています。
- 自治体が行う母子保健事業、成人保健事業、介護予防事業や健康教育事業を実施している歯科診療所の割合は県平均より高くなっています。(平成21年度歯科医療機能連携実態調査)

2 歯科保健医療対策について

- 口腔管理をかかりつけ歯科医で行うことが、歯科疾患を予防するためには効果的ですが、かかりつけ歯科医を持っている人は44.7%となって

課 題

- 母子保健事業は、生涯を通じた歯科保健の基礎となるため、全ての市町が妊婦・産婦を含めた歯科健診の受診率の向上や、むし歯及び歯周疾患に関する知識の普及を図るなど内容の充実が必要です。
- 健康日本 21 あいち計画における目標値「むし歯のない幼児の割合（3歳児）90%以上」を達成できるよう一層の努力が必要です。
- 8020 達成のために重要な第一大臼歯の保護育成をはじめとした、永久歯の萌出期に当たる幼稚園・保育所（園）、小学校、中学校におけるむし歯予防をさらに推進する必要があります。その手段として各市町のより多くの施設において、フッ化物洗口等のフッ化物の応用が導入できるよう検討していく必要があります。
- 40・50・60・70歳の節目検診の強化と併せて若い世代からの健診体制を強化していく必要があります。成人・老人期の歯周疾患が全身疾患との関係が深いことを住民に広く周知し、生活習慣の改善を含めた啓発活動を行う必要があります。
- 高齢者の口腔機能の維持・向上への取り組みを進めるとともに、その重要性を啓発する必要があります。
- 歯科診療所での保健事業の充実を図り、予防活動を積極的に行う必要があります。

います。(平成21年度生活習慣関連調査)

- 歯科診療所1施設あたりの歯科衛生士の従事者数は県平均より低くなっています。(平成21年度歯科医療機能連携実態調査)
- 歯科訪問診療や居宅療養管理指導等の在宅医療、介護保険サービスの実施割合(52.0%)が県平均より高くなっています。(平成21年度歯科医療機能連携実態調査)
- 要介護者に対する歯科医療として歯科医師会の心身障害者歯科協力医事業が、また、在宅療養者には往診歯科診療事業が実施されていますが、口腔ケアの供給体制が確立されていない現状です。
- 平成21年4月から春日井市内の糖尿病専門医と歯科診療所の間において、歯周病を糖尿病の合併症の一つと考えて糖尿病健康手帳(糖尿病連携手帳)を活用した歯周病の重症化予防を目指した医科と歯科の連携が始まっています。また、平成22年6月から江南保健所管内の市町においても医科と歯科の連携に向けた取り組みが始まっています。

3 歯科保健情報の収集・提供の充実

- 保健所では、母子保健事業及び成人・老人保健事業、幼児期、児童・生徒の歯科健診結果については、情報の収集及び分析の提供をしています。
- 8020運動推進連絡協議会において、地域における情報分析から得た問題点を協議し、歯科保健対策の推進を図っています。
- 地域の歯科保健医療対策の推進を図る上で、歯科衛生士の充足を図る必要があります。
- 要介護者への訪問歯科診療及び居宅療養管理指導の充実した展開ができるよう、在宅療養支援歯科診療所の増加を図るなど体制整備を進めていく必要があります。
- 口腔ケアの充実を図るため、介護予防も念頭においた口腔ケアの重要性を広く啓発し、口腔ケアサポート体制を整備する必要があります。
- 糖尿病の合併症管理や重症化予防のために、医療圏全域において医科と歯科の連携を一層進める必要があります。
- 摂食・嚥下障害者に対する機能回復を目指したかかりつけ歯科医と高次医療機関とのチームアプローチが不可欠です。
- 8020運動推進連絡協議会を活用し、関係機関と連携するなど、地域歯科保健医療に関する計画の策定、施策の具体化を行う必要があります。

【今後の方策】

- 各市町は、住民が8020を達成できるよう、具体的な数値目標の入った「市町村健康増進計画」並びにその中間評価による計画見直しに基づき目標達成に向けて推進します。
- 各市町は、母子保健事業及び健康増進事業における歯科保健対策の一層の充実として、受診率の向上及び内容の充実を図ります。
- 歯科診療所は、いわゆる「早期発見・早期治療」だけでなく、さらに予防に重点を置いたメンテナンス(健康の維持・管理)という意味でのかかりつけ歯科医機能の充実を図ります。
- 要介護者、障害者(児)及び在宅療養者を支援する関係者は、口腔ケアを意識した歯科保健医療対策を推進します。
- 保健所は、歯周病対策として関係機関のネットワーク化を図り、地域・職域で包括的な対策ができるよう働きかけます。
- 保健所における歯科保健に関する情報管理能力を向上します。

表 9-1 市町村における母子保健事業（平成21年度）

	妊産婦歯科健診			妊産婦健康教育		
	対象者数（人）	受診者数（人）	受診率（%）	対象者数（人）	参加者数（人）	参加者率（%）
医療圏計	7,745	1,646	21.3	7,740	1,208	15.6
県計	42,455	12,198	28.7	38,737	7,572	19.5

資料：地域歯科保健業務状況報告（県健康福祉部）

注：県計には名古屋市・中核市を含まない。

表 9-2 幼児のむし歯経験者率（平成21年度）（単位%）

	1歳6か月児	3歳児	5歳児
医療圏計	1.62	13.53	42.04
県計	1.54	15.22	43.90

資料：母子健康診査マニュアル報告（県健康福祉部）、地域歯科保健業務状況報告（県健康福祉部）

注1：5歳児は、幼稚園・保育園の年長児

注2：県計には名古屋市・中核市を含まない。

表 9-3 フッ化物洗口実施状況（平成22年3月末現在）（単位 施設数）

	幼稚園・保育園	小学校	中学校	合計
医療圏計	85	7	0	92
県計	249	157	2	408

資料：う蝕対策支援事業実施報告

注：県計には名古屋市・中核市を含まない。

表 9-4 市町村における健康増進法による歯科保健事業（平成21年度）

	歯周疾患検診																			
	40歳				50歳				60歳				70歳							
	対象者数（人）	受診者数（人）	受診率（%）	CPI3以上の者		対象者数（人）	受診者数（人）	受診率（%）	CPI3以上の者		対象者数（人）	受診者数（人）	受診率（%）	CPI3以上の者		対象者数（人）	受診者数（人）	受診率（%）	CPI3以上の者	
				人数（人）	割合（%）				人数（人）	割合（%）				人数（人）	割合（%）				人数（人）	割合（%）
医療圏計	9,781	667	6.8	15	23.1	6,369	379	6.0	104	27.4	11,404	706	6.2	254	36.0	6,498	632	9.7	274	43.4
県計	55,149	3,960	7.2	97	24.7	39,089	2,607	6.7	848	32.5	59,176	4,269	7.2	1,766	41.4	36,475	3,251	8.9	1,502	46.2

資料：健康増進法による歯周疾患検診実施状況報告

注1：県計には名古屋市・中核市を含まない。

注2：対象者は各市町独自で選定したもの。